住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査の概要

1 概要及び沿革

本調査は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき市区町村長が備える住民基本台帳に記録された住民に係る毎年1月1日(以下「調査期日」という。以下同じ。)現在の人口及び世帯数並びに調査期日の前年の1月1日から12月 31日までの間(以下「調査期間」という。)の人口動態について、市区町村長から都道府県知事を経由して総務大臣にされる報告に基づき、整理・集計するものである。

本調査は、人口と世帯数については住民基本台帳法が施行された昭和 43 年から(年齢別人口については平成 6 年から)、人口動態については昭和 54 年度から毎年実施しているところである。

なお、平成 26 年調査から、調査期日を 3 月 31 日現在から 1 月 1 日現在に、調査期間を 4 月 1 日~ 3 月 31 日から 1 月 1 日~ 12 月 31 日に、それぞれ変更した。

また、平成24年7月9日から外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年調査から「外国人住民」の区分を追加した。これに伴い、「日本人住民」と「外国人住民」の計を「総計」として記載している。

2 用語の定義について

主な用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 人口・世帯数等

ア 人口・世帯数

調査期日現在において住民基本台帳に記載されている者の数及びそれらの者 が構成している世帯の数

イ 年齢階級別人口

調査期日現在において住民基本台帳に記録されている者を、調査期日現在に おける満年齢に基づき、5歳刻みで区分した数

(2) 人口動態

ア 出生者数

調査期間中において、出生の届出又は通知により新たに住民票に記載された 者の数

イ 死亡者数

調査期間中において、死亡の届出又は通知により住民票を消除された者の数

ウ 転入者数

調査期間中において、他の市区町村又は国外から転入し転入届等により住民 票に記載された者の数

工 転出者数

調査期間中において、他の市区町村又は国外に転出し転出届により住民票を

消除された者の数

オ その他記載数

調査期間中において、出生や転入以外の事由により職権で住民票に記載された者の数

カ その他消除数

調査期間中において、死亡や転出以外の事由により職権で住民票を消除され た者の数

キ 自然増加数

調査期間中における、出生者数から死亡者数を減じた数

ク 自然増加率

自然増加数を前年の調査における調査期日現在の人口数で除し、百を乗じた 数

ケ 社会増加数

調査期間中における、転入者数及びその他記載数の合計から転出者数及びその他消除数の合計を減じた数

コ 社会増加率

社会増加数を前年の調査における調査期日現在の人口数で除し、百を乗じた 数

3 外国人住民の年齢階級別人口についての留意事項

外国人住民の「男性総数が 1~9 人」「女性総数が 1~9 人」「男女計総数が 49 人以下」のいずれかに該当する市区町村がある場合における外国人住民の年齢階級別人口の公表の取扱いについては、下表のとおり。

		外国人住民の年齢階級別人口	
		男性総数、 女性総数、 男女計総数	5 歳ごと等 の内訳
1)	外国人住民の「男性総数が 1~9 人」 " 「女性総数が 1~9 人」 " 「男女計総数が 49 人以下」 のいずれかに該当する市区町村	公表	非公表※
2	上記①を含む郡、都道府県、市計、町村計等	公表	公表 (非公表※分の 人口を含まず)

4 各年の調査について

(1) 平成 17 年調査についての留意事項

平成 17 年までの本調査においては、転出者をどの時点で住民基本台帳から消除するかについて、各市区町村で必ずしも取扱いが統一されていなかったが、平成 18 年

調査から、「転出者は転出予定日で住民基本台帳から消除する」という取扱いに統一 した。

それに伴い、平成 17 年調査についても、統一した取扱いによって再集計を行い、 その集計結果を「修正人口」及び「修正世帯数」として表中に記載している。

なお、平成 18 年調査における対前年比較は、すべてこの「修正人口」との比較による。

(2) 平成 26 年調査についての留意事項

平成 26 年調査から調査期日を 3 月 31 日現在から 1 月 1 日現在に変更したことに伴い、平成 25 年 1 月 1 日現在の人口及び世帯数を参考記載している。

5 結果の公表

本調査の結果は、総務省自治行政局住民制度課においてとりまとめ、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」として報道発表するとともに、「住民基本台帳人口要覧」を作成し、公表している。

6 関係法規

本調査に関係する規定は、以下のとおりである。

住民基本台帳法(抄) (昭和42年法律第81号)

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十 五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

- 第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を 作成しなければならない。
- 2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯 を単位とすることができる。
- 3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク(これに

準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同 じ。)をもつて調製することができる。

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第十八条を除き、以下「記載等」という。) は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定 によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届 出に基づき、又は職権で行うものとする。

(転入届)

- 第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。
 - 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 転入をした年月日
 - 四 従前の住所
 - 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主 との続柄
 - 六 転入前の住民票コード (転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村 長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。)
 - 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項 のほか政令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をする者(同項第七号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転出届)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を 市町村長に届け出なければならない。

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。)第二条第五号口に規

定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者(入管法第十九条の三に 中長期在留者である旨 入管法第十九条の三に規定する在 規定する中長期在留者をいう。以下こ の表において同じ。) 留カード(総務省令で定める場合に あつては、総務省令で定める書類)に 記載されている在留資格、在留期間 及び在留期間の満了の日並びに在留 カードの番号 特別永住者(日本国との平和条約に基 特別永住者である旨 づき日本の国籍を離脱した者等の出入 入管特例法第七条第一項に規定す 国管理に関する特例法(平成三年法律 る特別永住者証明書に記載されてい 第七十一号。以下この章において「入管 る特別永住者証明書の番号 特例法」という。)に定める特別永住者 をいう。以下この表において同じ。) 一時庇護許可者(入管法第十八条の二 一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 第一項の許可を受けた者をいう。以下 である旨 この表及び次条において同じ。)又は仮 入管法第十八条の二第四項に規定 滞在許可者(入管法第六十一条の二の する上陸期間又は入管法第六十一条 の二の四第二項に規定する仮滞在許 四第一項の許可を受けた者をいう。以 可書に記載されている仮滞在期間 下この表において同じ。) 出生による経過滞在者(国内において 出生による経過滞在者又は国籍喪失に 出生した日本の国籍を有しない者のう よる経過滞在者である旨 ち入管法第二十二条の二第一項の規定 により在留することができるものをい う。以下この表及び次条において同 じ。) 又は国籍喪失による経過滞在者 (日本の国籍を失つた者のうち同項の 規定により在留することができるもの をいう。以下この表及び次条において 同じ。)

(資料の提供)

- 第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。
- 2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、 保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」と

- いう。) に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、 区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。